

国等の苦情申立案件について

○国が設置している「政府調達苦情検討委員会」での苦情申立案件の概要

関係調達機関	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
調達案件	病院情報システム一式（電子カルテシステム）
苦情申立人	日本アイ・ビー・エム株式会社
入札手続の経過	<p>令和元年8月30日 入札公告</p> <p>令和元年11年20日 開札。苦情申立人は、開札の結果、総合評価で第1位となり、関係調達機関は、苦情申立人に第一交渉権者となった旨通告</p> <p>令和元年11月22日 苦情申立人は、関係調達機関の求めに応じ入札金額内訳書を提出</p> <p>令和元年11月27日 苦情申立人は、関係調達機関の求めに応じ医事会計システムのデモンストレーションを実施</p> <p>令和元年12月4日 関係調達機関は、苦情申立人等に対し、医事会計システムの仕様確認のためのヒアリングを行い、技術仕様等の不備を指摘</p> <p>令和元年12月6日 関係調達機関は、苦情申立人に対し、医事会計システムが原因で苦情申立人の入札は無効である旨、交渉権が次順位の第2交渉権者に移る旨を通告</p> <p>令和元年12月13日 苦情申立人は、委員会に苦情を申立て</p>
苦情の概要	<p>(1) 入札説明書に記載のない事由を理由として、苦情申立人の入札を無効としたこと。</p> <p>(2) 開札の結果、苦情申立人が第1位となったにもかかわらず、技術仕様等に関する点を理由として苦情申立人を落札者としなないこととしたこと。</p>
委員会の対応	<p>令和元年12月19日 苦情申立てを受理</p> <p>令和2年1月21日～3月6日 委員会での検討（3回）</p> <p>令和2年3月12日 検討結果の報告書及び提案書の公表</p>
委員会の検討結果（概要）	<p>1 本件申立ての適法性（本件申立てが期限内に行われたか）について</p> <p>本件申立ては、苦情申立人が委員会に提出した、令和元年12月13日付けの苦情申立書により行われている。苦情申立人が関係調達機関から苦情申立人の入札は無効である旨、及び交渉権が次順位の第二交渉権者に移る旨の通告を受けた日は同年12月6日であり、同年12月13日に行われた本件申立ては、期限内に行われていることから、適法である。</p> <p>【政府調達に関する苦情の処理手続】</p> <p>5. 苦情の検討の手続</p> <p>(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、<u>苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に</u>、委員会へ苦情を申し立てることができる。</p> <p>(3) 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。</p> <p>① 遅れて申立てが行われた場合 ④ 供給者からの申立てでない場合</p> <p>② 政府調達協定等と無関係な場合 ⑤ その他委員会による検討が適当でない場合</p> <p>③ 軽微な又は無意味な場合</p>

<p>委員会の検討結果（概要）</p>	<p>2 関係調達機関が、苦情申立人の入札を無効とした点について（協定第15条第5項（a）違反の主張について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係調達機関が入札手続を実施し、開札をして契約細則第14条第1項ただし書にいう第一交渉権者としたことは、これを法的に評価すれば、協定第15条第5項（a）又は（b）の条件を満たす入札を行ったものを落札者（契約の相手方）としたことを意味することにはかならないから、関係調達機関が第一交渉権者（すなわち、契約の相手方）を決定した後に契約細則第14条第1項ただし書を適用ないし援用して第一交渉権者の入札を無効として取り扱い又は第一順位の交渉権の解除条件が成就したとして次順位の交渉権者を第一交渉権者とする措置を採ることは、協定第15条第5項に違反する取扱いをするものであって、許されないものといえる。 ○ この点に関し、関係調達機関は、契約細則第14条第1項ただし書は第一順位の交渉権の解除条件を定めるものである旨の主張をするが、仮にこの主張どおりであるとすれば、契約細則第14条第1項ただし書は協定第15条第5項に違反する内容を定めていることになり、無効であることを免れないことになる。関係調達機関の上記主張は、そのような解釈が協定第15条第5項に違反するものであることを自認するに等しく、到底採用することができないものといえる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【協定】 第15条 入札書の取扱い及び落札</p> <p>落札</p> <p>5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる当該調達機関が認めた供給者であって、<u>公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。</u></p> <p>(a) <u>最も有利であること。</u></p> <p>(b) <u>価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。</u></p> <p>【契約細則第14条第1項の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の制限の範囲内の価格により申込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申込みをした価格により交渉順位を付すること。 ・ ただし、第一順位の交渉権者（第一交渉権者）の「申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行されないおそれがある」場合等にあつては、次順位の交渉権者を第一交渉権者とすることができること。 </div> <p>※ 上記のほか、委員会では、「関係調達機関が、苦情申立人を落札者と扱わなかったこと」、「契約細則に定める内容を入札説明書に記載していないこと」に関しても検討し、協定に違反する旨を報告。</p>
<p>委員会の提案内容</p>	<p>関係調達機関が「苦情申立人を契約締結者として以後の調達手続を行う」こと及び協定に違反する契約細則の規定、運用を是正して「入札手続を是正する」ことを提案する。</p>